

## 社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い

### 1 第2条（上場廃止基準）第1項関係

#### (1) 上場株式数

株券上場廃止基準の取扱い1(1)の規定は、第1号の場合に準用する。

#### (2) 株式の分布状況

a 第2号に規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下「猶予期間」という。）内において150人以上とならないときをいうものとする。

b 株券上場廃止基準の取扱い1(2)b,c及びfから1までの規定（少数特定者持株数に係る部分を除く。）は、第2号の場合に準用する。

#### (3) 売買高

a 第3号ただし書に規定する「公募、売出し又は立会外分売」については、次の取扱いによる。

(a) 社会資本整備市場上場審査基準の取扱い2(2)aからdまでの規定及び社会資本整備市場上場審査基準の取扱い2(2)eの規定により準用する株券上場審査基準の取扱い2(2)bの(c)（上場申請に係る公募等の取扱い）の規定は、公募又は売出しの取扱いに準用する。

(b) 公募又は売出しが、上場銘柄が第3号に該当したと本所が認めた日から起算して3か月以内に、5株以下の範囲において1

株単位，かつ，均一の価格で行うものとする。この場合には，申込期間の最初の日をもって公募又は売出しを行ったものとして取り扱う。

(c) 立会外分売（業務規程第40条に規定する立会外分売をいう。）

以下この取扱いにおいて同じ。）は，上場銘柄が第3号に該当したと本所が認めた日から起算して3か月以内に5株以下の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものとする。

(d) 公募，売出し又は立会外分売のために必要とする株式数は，200株以上で，その都度本所が定める株式数とする。

b 株券上場廃止基準の取扱い1(3)b,c及びeの規定は，第3号の場合に準用する。この場合において，同取扱い1(3)e中「前d」とあるのは「前a」と読み替える。

#### (4) 上場時価総額

a 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)（上場時価総額の取扱い）の規定は，第4号の場合に準用する。この場合において，「20億円」とあるのは「5億円」と読み替える。

b 上場日の属する月の上場時価総額については，第4号の基準に係る審査対象としないものとする。

#### (5) 無配継続

a 第5号に規定する「最近5事業年度」には，上場日前に終了する各事業年度を含まないものとする。

b 第5号に規定する「剰余金配当を行っていない場合」とは，上場会社から無配に関する株主総会決議の書面による報告を受けたときをいうものとする。

#### (6) 債務超過

株券上場廃止基準の取扱い1(5)の規定は，第6号の場合に準用する。この場合において，同取扱い1(5)中「第5号」とあるのは「第

6号」と読み替えるものとする。

(7) 銀行取引の停止

株券上場廃止基準の取扱い1(6)の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、同取扱い1(6)中「第6号」とあるのは「第7号」と読み替えるものとする。

(8) 破産手続、再生手続又は更生手続

株券上場廃止基準の取扱い1(7)の規定は、第8号の場合に準用する。この場合において、同取扱い1(7)中「第7号」とあるのは「第8号」と読み替えるものとする。

(9) 事業活動の停止

a 第9号に規定する「事業活動の停止」とは、上場会社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと本所が認めた場合をいうものとする。

b 第9号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に、同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が他の上場会社に吸収合併される場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として本所の上場株券を交付する場合には、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日

(b) 上場会社が前(a)に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

(c) 上場会社が(a)及び前(b)に規定する事由以外の事由により解散する場合(前(8)において準用する株券上場廃止基準の取扱い1(7)bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。)は、当該上場会社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(10) 実質的存続性の喪失(不適当な合併等)

- a 第10号に規定する「本所が定める行為」とは、次の(a)から(f)までに掲げる行為をいうものとする。
- (a) 非上場会社を完全子会社とする株式交換
  - (b) 非上場会社からの事業の譲受け
  - (c) 他の者への事業の譲渡
  - (d) 非上場会社との業務上の提携
  - (e) 第三者割当による株式割当て
  - (f) その他非上場会社の吸収合併又は(a)から前(e)までと同等の効果をもたらすと認められる行為
- b 次の(a)から(d)までのいずれかに該当する場合は、第10号に規定する「実質的な存続会社でないと本所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。
- (a) 当該上場会社がその連結子会社との間で吸収合併等を行う場合において、当該連結子会社が、吸収合併等を行うことについて当該上場会社の業務執行を決定する機関が決定した日(以下このbにおいて「行為決定日」という。)からさかのぼって3年間において、非上場会社(連結子会社を除く。以下このbにおいて同じ。)との間の合併、株式交換若しくは前(a)の(b)から(e)までに掲げる行為又は非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと。
  - (b) 当該上場会社が非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全

子会社とする株式交換を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前aの(b)から(e)までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと。

ロ 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下このbにおいて「非上場会社連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）が上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下このbにおいて「連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の売上高）が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。

二 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額）が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額）未満であること。

(c) 非上場会社からの事業の譲受を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前aの(b)から(e)までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと。

ロ 事業の譲受けの対象となった資産の額が連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。

ハ 事業の譲受けの対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。

二 事業の譲受けの対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額）未満であること。

(d) 他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式割当てその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合又は第10号bに規定する上場会社の意思決定機関を支配している者が変更した場合若しくは非上場会社により上場会社が子会社化された場合において、行為決定日からさかのぼって3年間に当該行為の当事者（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前aの(b)から(e)までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その

他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと。

- c 前 b に掲げる基準のいずれにも該当しない場合においては、第10号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、当該上場会社((c)及び(d)を除き、その企業グループを含む。)に関する次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。
  - (a) 経営成績及び財政状態
  - (b) 役員構成及び経営管理組織(事業所の所在地を含む。)
  - (c) 株主構成
  - (d) 商号
  - (e) 大幅な事業の変更
  - (f) その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項
- d 第10号に規定する「当事者である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該非上場会社をいう。
- e 第10号に規定する「3か年以内」とは、上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日から3か年目の日(当該日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該日の直前に終了する事業年度の末日)までの期間(以下この(10)において「猶予期間」という。)をいうものとする。
- f 第10号に規定する「社会資本整備市場上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しない」かどうかの審査は、社会資本整備市場上場審査基準第2条及び第3条(第1項第2号を除く。)に定めるところによる新規上場申請者についての審査に準じて行うものとする。

(10)の2 株券上場廃止基準の取扱い1(9)の2の規定は、第10号の

2の場合に準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1(9)の2中「第9号の2」とあるのは「第10号の2」と読み替えるものとする。

(11)虚偽記載又は不適正意見等

株券上場廃止基準の取扱い1(10)の規定は、第12号の場合に準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1(10)中「第11号」とあるのは「第12号」と読み替えるものとする。

(12)上場契約違反

株券上場廃止基準の取扱い1(11)の規定は、第13号の場合に準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1(11)中「第12号」とあるのは「第13号」と読み替えるものとする。

(13)株式の譲渡制限

株式の譲渡につき制限を行う場合において、当該上場会社から譲渡制限に関する株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第13号に該当するものとして取り扱う。

(14)完全子会社化

第16号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式交換に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として本所の上場株券を交付する場合は、原則として、株式交換がその効力を生ずる日の3日前の日

b 前a以外の場合は、当該上場会社から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

(15)株主の権利の不当な制限

株券上場廃止基準の取扱い1(14)の規定は、第18号の場合に準用

する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1(14)中「第17号」とあるのは「第18号」と読み替えるものとする。

(16)全部取得

第18号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第10条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の3日前の日

b 前a以外の場合は、上場会社から、株式の全部を取得することが確定した旨の書面による報告を受けた日

(17)その他

株券上場廃止基準の取扱い1(16)の規定は、第20号の場合に準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1(16)中「第19号」とあるのは「第20号」と読み替えるものとする。

## 2 第2条（上場廃止基準）第2項関係

- (1) 第2項第1号に規定する上場株式数については、上場会社が上場株式数から1,000株を減じた株式数を超えて自己株式を取得したときに、第1号に該当するものとする。
- (2) 当該銘柄の残存株式のすべてについての償還が行われたときは、第2項第2号に規定する「存続期間が満了となる」ものとして取り扱う。

## 3 第2条（上場廃止基準）第3項関係

第2条第3項第2号に規定する「残存年数が1年末満となった場合」には、社債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより残存年数が1年末満となった場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還を行う旨の取締役会決議

通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）等の書面による報告を受けたときに、第2条第3項第2号に該当するものとして取り扱う。

#### 4 第3条の3（不適当な合併等の審査に係る申請）関係

上場会社が第1項の申請を行うことができる期限は、猶予期間が終了した後最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目の日とする。

#### 5 第4条（上場廃止日の取扱い）関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(11)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(11)までに定めるところによる。

##### (1) 第2条第1項第3号又は同条第2項第1号に該当することとなつた銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、10日間（休業日を除外する。）を経過した日

##### (2) 第2条第1項第8号に該当（上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。）こととなつた銘柄又は同項第9号のうち1(9)b(c)の規定に該当することとなつた銘柄（解散の効力の発生の日が、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。）

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日（解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日の翌日）

##### (3) 第2条第1項第9号のうち、1(9)b(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(4) 第2条第1項第16号のうち，1(14)a又はbの規定に該当する銘柄

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(4)の2 第2条第1項第19号の規定に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(5) 第2条第1項第20号に該当することとなった銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの範囲内の日で，その都度決定する日

(6) 第2条第2項第2号に該当することとなった銘柄

存続期間満了の日の3日前（休業日を除外する。）の日

(7) 第2条第3項第1号に該当することとなった銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし，本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は，この限りでない。

(8) 第2条第3項第2号に該当することとなった銘柄のうち，社債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより残存年数が1年未満となった銘柄

繰上償還の日の3日前の日（当該銘柄の繰上償還の日が休業日に当たる場合には，繰上償還の日の4日前の日）までとする。ただし，本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は，この限りでない。

(9) 第2条第3項第2号に該当することとなった銘柄のうち，最終償還期限までの残存年数が1年未満となった銘柄（前(8)に該当する場合を除く。）

該当日の属する月の翌月の初日

(10) 第2条第3項第3号に該当することとなった銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

(11)(1)から前(10)までに掲げる銘柄以外の銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

#### 付 則

- 1 この取扱いは、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この取扱い施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに上場申請され、かつ上場日を迎えていない銘柄及び施行日に現に上場している銘柄については、改正後の1(4)の規定は、平成15年4月を審査対象とする上場時価総額の審査から適用するものとする。
- 3 改正後の1(6)の規定は、平成16年1月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度において該当する上場銘柄から適用し、当該連結会計年度又は事業年度前の決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例による。
- 4 改正後の5(2)の規定にかかわらず、施行日の前日までに現に改正前の5(2)の規定の適用を受ける銘柄については、なお従前の例による。

#### 付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

#### 付 則

この取扱いは、平成17年2月1日から施行する。

#### 付 則

この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。

#### 付 則

- 1 この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。

2 上場会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第105条の規定によりなお従前の例によるとされた合併により解散する場合の取扱いについては、改正後の5(1)bの(a)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成20年5月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年11月16日から施行する。

付 則

1 この取扱いは、平成21年12月30日から施行する。

2 改正後の1(15)の規定に基づく株券上場廃止基準の取扱い1(14)fの規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。

3 改正後の1(15)の規定に基づく株券上場廃止基準の取扱い改正後の1(14)gの規定は、施行日以後に同gに規定する行為を決議又は決定した上場会社から適用する。

付 則

この取扱いは、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。